

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者自己点検シート

記入年月日		平成 年 月 日									
介護保険事業所番号											
事業所	名称										
	所在地										
管理者の氏名		(氏名)						事業所電話番号		— —	
記入担当者職・氏名		(職) (氏名)						連絡先電話番号		— —	
法人等の名称											
法人等の代表者の職名・氏名		(職) (氏名)									

1. 指定・届出に関する事項

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)									
事業の開始年月日				昭和		平成		年 月 日	
指定の年月日				平成		年 月 日			
指定の更新年月日(直近)				平成		年 月 日			
生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無								あり ・ なし	
老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出								あり ・ なし	
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等								あり ・ なし	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条規定するサービス付き高齢者向け住宅の届出の有無								あり ・ なし	

2. 人員に関する基準

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間							
特定施設・介護予防特定施設職員の数及びその勤務形態							
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	
	専従	非専従	専従	非専従			
施設長	人	人	人	人	人	人	
生活相談員	人	人	人	人	人	人	
看護職員	人	人	人	人	人	人	
介護職員	人	人	人	人	人	人	
機能訓練指導員	人	人	人	人	人	人	
計画作成担当者	人	人	人	人	人	人	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数			介護職員 時間		看護職員 時間		

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。(平11厚令37第2条第7項)

利用定員	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の 利用者数（実人数）	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者のうち、要支援１の者を0.3 人とした	利用者数	人
------	---	---	---	---	------	---

（注）事業所にある既存の「前年度利用実績表（月単位）」及び「勤務表（前月１月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種 ②常勤職員の勤務すべき１週間の勤務時間 ③常勤・非常勤の別

※ 介護サービス及び介護予防サービスの利用者数並びに総利用者数は、前年度の平均値である（当該年度は毎年４月１日から翌年の３月３１日）。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該年度の日数で除して得た数とする。算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げる。（平 11 厚令 37 第 175 条第 7 項・平 11 老企 25 第二 1 (5)）

（参考）

(1) ＜前年度を通して実績がある場合の計算方法＞

前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

(2) ＜前年度を通しては実績がないが、開設から１年以上実績がある場合の計算方法＞

直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た数とする。

(3) ＜開設から６月以上１年未満の場合の計算方法＞

直近６月における全利用者等の延数を６月の日数で除して得た数とする。

(4) ＜開設から６月未満の場合の計算方法＞

便宜上、利用定員数の９０％を利用者数とする。

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 員数	（生活相談員） ① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 （例） 利用者100人まで 常勤換算方法で 1人 利用者100人超～200人 常勤換算方法で 2人 ② 1人以上は常勤ですか。（資格要件なし）	平11厚令37第175条第1項1号・第2項第1号・第4項・ 平18厚令35第231条第1項第1号・第2項第1号・第4項	☐	☐	
	（看護職員又は介護職員） ① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 （ 常勤換算方法で 3 : 1 ） ※ 利用者数は、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数	平11厚令37第175条第1項第2号イ・第2項第2号イ・ 平11老企25第三の+1(1)②・ 平18厚令35第231条第1項第2号イ・第2項第2号イ	☐	☐	
	② 看護職員の数は、 ・利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっているか。 ・利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっていますか。 （例） 利用者30人まで 常勤換算方法で1人 利用者30人超～80人 常勤換算方法で2人 利用者80人超～130人 常勤換算方法で3人 ・看護職員は、看護師又は准看護師の資格を有する者か。	平11厚令37第175条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ・ 平18厚令35第231条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ	☐	☐	
	③ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。 （資格要件なし）	平11厚令37第175条第1項・第2項第2号ハ・ 平11老企25第三の+1(1)③ 平18厚令35第231条第1項第2号ハ	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 員数	看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。	平11厚令37 第175条第1項・第2項第2号ハ・第8項・ 平11老企25第三の +1(1)④・ 平18厚令35第231 条第5項・ 第8項	☐	☐	
	（機能訓練指導員） ① 1以上ですか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※）を配置していますか。 ※ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者	平11厚令37第175 条第1項第3号・第2 項第3号・第6項・ 平11老企25第三の +1(3)・ 平18厚令35第231 条第1項第3号・ 第2項第3号・第6 項	☐	☐	
	（計画作成担当者） ① 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）となっていますか。（100：1が標準） ② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。 （ただし、利用者及び介護予防サービス、居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事可）	平11厚令37第175 条第1項第4号・ 第2項第4号・ 第7項・ 平18厚令35第231 条第1項第4号・ 第2項第4号・ 第7項	☐	☐	
	（管理者） 指定特定施設又は指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 （資格要件なし） （ただし、指定特定施設及び指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事可）	平11厚令37第176 条・ 平18厚令35第232 条	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	① 指定特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建物又は準耐火建物となっていますか。 ② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	平 11 厚令 37 第 177 条第 1 項・第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 1 項・第 2 項・ 建築基準法 (昭和 25 年 法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 及び 第 9 号の 3・ 平 11 老企 25 第 三 の 八 2 (2) ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 条)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）																		
設備に関する基準	③ 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 6 項・ 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 6 項・ 第 7 項・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 条)・ 消防法施行 令(昭和 36 年政令第 37 号)・消防法 施行規則(昭 和 36 年自治 省 令 第 6 号)・ 「消防法施行 令の一部を 改正する政 令」(平成 19 年 政 令 第 179 号)・ 「消防法施行 規則の一部 を改正する 省令」(平成 19 年総務省 令第 66 号)	☐	☐																			
	(平成 21 年 3 月 31 日まで)																						
	<table><tr><td>消防用設備</td><td>・老人福祉施設(*) ・有料老人ホーム(*)</td><td>・左記以外の・老人福祉施設(*) ・左記以外の有料老人ホーム(*)</td></tr><tr><td>消火器具</td><td colspan="2">150 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>スプリンクラー</td><td>1, 000 ㎡以上 施設に設置</td><td>6,000 ㎡以上の 施設に設置</td></tr><tr><td>自動火災報知設備</td><td colspan="2">300 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>消防機関へ通報する火災報知設備</td><td colspan="2">500 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>消防機関の検査を受けるもの</td><td colspan="2">300 ㎡以上の施設</td></tr></table>					消防用設備	・老人福祉施設(*) ・有料老人ホーム(*)	・左記以外の・老人福祉施設(*) ・左記以外の有料老人ホーム(*)	消火器具	150 ㎡以上の施設に設置		スプリンクラー	1, 000 ㎡以上 施設に設置	6,000 ㎡以上の 施設に設置	自動火災報知設備	300 ㎡以上の施設に設置		消防機関へ通報する火災報知設備	500 ㎡以上の施設に設置		消防機関の検査を受けるもの	300 ㎡以上の施設	
	消防用設備					・老人福祉施設(*) ・有料老人ホーム(*)	・左記以外の・老人福祉施設(*) ・左記以外の有料老人ホーム(*)																
	消火器具					150 ㎡以上の施設に設置																	
	スプリンクラー					1, 000 ㎡以上 施設に設置	6,000 ㎡以上の 施設に設置																
	自動火災報知設備					300 ㎡以上の施設に設置																	
	消防機関へ通報する火災報知設備					500 ㎡以上の施設に設置																	
	消防機関の検査を受けるもの					300 ㎡以上の施設																	
	(*)主として要介護状態にある者を入居させるもの（介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの（H11. 3. 17 消防庁通知第 53 号））																						
(平成 21 年 4 月 1 日以降)																							
<table><tr><td>消防用設備</td><td>・有料老人ホーム(*)</td><td>・軽費老人ホーム ・左記以外の有料老人ホーム</td></tr><tr><td>消火器具</td><td>全ての施設に設置</td><td>150 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>スプリンクラー</td><td>275 ㎡以上の 施設に設置</td><td>6,000 ㎡以上の 施設に設置</td></tr><tr><td>自動火災報知設備</td><td>全ての施設に設置</td><td>300 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>消防機関へ通報する火災報知設備</td><td>全ての施設に設置</td><td>500 ㎡以上の施設に設置</td></tr><tr><td>消防機関の検査を受けるもの</td><td>全ての施設</td><td>300 ㎡以上の施設</td></tr></table>	消防用設備	・有料老人ホーム(*)	・軽費老人ホーム ・左記以外の有料老人ホーム	消火器具	全ての施設に設置	150 ㎡以上の施設に設置	スプリンクラー	275 ㎡以上の 施設に設置	6,000 ㎡以上の 施設に設置	自動火災報知設備	全ての施設に設置	300 ㎡以上の施設に設置	消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500 ㎡以上の施設に設置	消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300 ㎡以上の施設					
消防用設備	・有料老人ホーム(*)	・軽費老人ホーム ・左記以外の有料老人ホーム																					
消火器具	全ての施設に設置	150 ㎡以上の施設に設置																					
スプリンクラー	275 ㎡以上の 施設に設置	6,000 ㎡以上の 施設に設置																					
自動火災報知設備	全ての施設に設置	300 ㎡以上の施設に設置																					
消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500 ㎡以上の施設に設置																					
消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300 ㎡以上の施設																					
(*)主として要介護状態にある者を入居させるもの（介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの（H19. 12. 21 消防庁通知第 390 号））																							

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	④ 一時介護室（一時的に利用者に移してサービスを行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。 ※ ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。	平 11 厚令 37 第 177 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 3 項・ 平 11 厚令 37 附則第 10 条・	☐	☐	
	（介護居室） 介護居室は、次の基準を満たしていますか。 1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。（面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要。） 3) 地階に設けてはならないこと。 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 1 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 1 号 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 2(3)	☐	☐	
	（浴室） 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 3 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 3 号	☐	☐	
	（便所） 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 4 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 4 号	☐	☐	
	（構造） 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 5 項	☐	☐	
	構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 7 項・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 条）	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等） ① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 1 項	☐	☐	
	② 指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十 3(2)	☐	☐	
	① 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 3 項	☐	☐	
	（内容及び手続の説明及び契約の締結等） ① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明していますか。	法第 74 条第 2 項・平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(1)	☐	☐	
	② 入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。（指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、一つの契約書によることができる。）	平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(1)	☐	☐	
	③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めてはいませんか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 2 項	☐	☐	
	④ より適切なサービス提供を行うため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 3 項	☐	☐	

運営に関する基準	(受給資格等の確認) ① 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間を確認している。 被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、審査会意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 11 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 245 条による第 11 条の準用・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(4)	☐	☐	
	(要介護・要支援認定の申請に係る援助) ① 利用申込者が要介護・要支援認定等を受けていない場合に、要介護・要支援認定申請のために速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 要介護・要支援認定等の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 12 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 245 条による第 12 条の準用・ 平 11 老企 25 第三の一 3(5)	☐	☐	
	(法定代理受領サービスを受けるため利用者の同意) ① 有料老人ホーム等、指定特定施設においてサービスを提供する事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認していますか。 ② 市町村又は国民健康保険団体連合会に利用者の同意を得た旨及びその氏名等が記載された書類を提出していますか。 ※提出回数 同意書類は、一度提出すれば、要介護・要支援認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要。 入居者が、他の有料老人ホーム等に異動した場合は、異動先にて新たに提出することとなる。	老人福祉法第 29 条第 1 項・施行規則第 15 条第 3 号・法第 41 条第 6 項・施行規則第 64 条第 3 号 平 11 厚令 37 第 180 条・ 平 18 厚令 35 第 236 条・ 平 11 老企 25 第三の一 3(6)・ 十 3(3)・ 平成 18 年 4 月 28 日事務連絡	☐	☐	
	(サービス提供の記録) ① サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	平 11 厚令 37 第 181 条・ 平 18 厚令 35 第 237 条	☐	☐	
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	平 11 老企 25 第三の十の 3(4)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（利用料等の受領） ① 法定代理受領サービスとして提供されるサービスの利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	平 11 厚令 37 第 182 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の－ 3(10)①	☐	☐	
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	平 11 厚令 37 第 182 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 238 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の－ 3(10)②	☐	☐	
	③ 上記①及び②の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 2) おむつ代 3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	平 11 厚令 37 第 182 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の＋ 3(5)②・ 平 12 老企 52・ 平 12 老企 54	☐	☐	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	平 11 厚令 37 第 182 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 4 項・	☐	☐	
	（領収証） ① サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 ② 上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	法第 41 条第 8 項・ 施行規則第 65 条	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（保険給付の請求のための証明書の交付） 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 21 条の準用・平 18 厚令 35 第 245 条による第 21 条の準用・平 11 老企 25 第三の一 3(11)	☐	☐	
	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 2 項	☐	☐	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 3 項	☐	☐	
	③ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 4 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(6)・平 13 老発 155	☐	☐	
	④ 上記③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十の 3(6)	☐	☐	
	（指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 1 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	☐	☐	
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 2 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	☐	☐	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 3 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成） ① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第四の三 10(2)	☐	☐	
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 1 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	☐	☐	
	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 2 号・ 平 11 老企 25 第三十三(7)・ 第四の三 10	☐	☐	
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない） ⑤ また、サービス計画を利用者に交付していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 4 項・ 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 3 号・ 第 4 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	☐	☐	
	⑤ 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 7 号・第 8 号・ 平 11 老企 25 第四の三 10(2)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（介護） ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 また、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のために忠実にその職務を遂行していますか。	法第 74 条第 4 項・ 平 11 厚令 37 第 185 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)①・ 第四の三 10(3)①	☐	☐	
	③ 自ら入浴が困難な利用者について、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)②・第四の三 10(3)②	☐	☐	
	④ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 3 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)③・ 第四の三 10(3)③	☐	☐	
	⑤ 上記①から③までのほか、利用者に対し、（注として入れる）食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 248 条第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十 3(8)④・ 第四の三 10(3)④	☐	☐	
	（機能訓練） ① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 132 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 252 条による第 147 条の準用	☐	☐	
	（健康管理） 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 186 条・ 平 18 厚令 35 号第 249 条	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（相談及び援助） 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。	平 11 厚令 37 第 187 条・ 平 18 厚令 35 第 250 条・ 平 11 老企 25 第三の 3(9)・ 第四の三 10(4)	☐	☐	
	（利用者の家族との連携等） 利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	平 11 厚令 37 第 188 条・ 平 18 厚令 35 第 251 条・ 平 11 老企 25 第三の 3(10)・ 第四の三 10(5)	☐	☐	
	（利用者に関する市町村への通知） 利用者について、次の各号の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 1) 正当な理由なしに指定介護特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護及び要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 26 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 23 条準用）・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(10)・ 平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(14)	☐	☐	
	（緊急時等の対応） 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 51 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 51 条準用）・ 平 11 老企 25 第 3 の 2 の 3(3)	☐	☐	
	（管理者の責務） 管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 52 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 52 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 二 3(4)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（運営規程） 施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）を定めていますか。 1) 事業の目的及び運営方針 2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 3) 入居定員及び居室数 4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6) 施設の利用に当たっての留意事項 7) 緊急時等における対応方法 8) 非常災害対策 9) その他運営に関する重要事項	平 11 厚令 37 第 189 条・ 平 18 厚令 35 第 240 条・ 平 11 老企 25 第三の + 3(11)・ 第四の一	☐	☐	
	（勤務体制の確保等） ① 利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業者の勤務の体制を定めていますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の + 3(12)	☐	☐	
	② 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護は当該指定特定施設及び指定介護予防特定施設の従業者によって行われていますか。 ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。	平 11 厚令 37 第 190 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 2 項	☐	☐	
	③ 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の + 3(12)	☐	☐	
	④ 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 4 項	☐	☐	
	（協力医療機関等） ① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	平 11 厚令 37 第 191 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の + 3(13)	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。（努力義務なので、「いいえ」に該当しても可）	平 11 厚令 37 第 191 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	☐	☐	
	（掲示） 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 32 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 30 条準用）	☐	☐	
	（秘密の保持等） ① 事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしていませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(21)①	☐	☐	
	② 従業員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員との雇用時等に取り決めておくなどの必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の一 3(21)②	☐	☐	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三一 3(21)③	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（広告） ① 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ② 景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていないですか。＊ 1) 土地又は建物についての表示 2) 施設又は設備についての表示 3) 居室の利用についての表示 4) 医療機関との協力関係についての表示 5) 介護サービスについての表示 6) 介護職員等の数についての表示 7) 管理費等についての表示 ＊老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームが該当（「1. 指定に関する事項」を参照）	平11厚令37第192条（第34条準用）・平18厚令35第245条（第32条準用）・「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号）	☐	☐	
	（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	平11厚令37第192条（第35条準用）・平18厚令35第245条（第33条準用）・平11老企25第三の一の3(22)	☐	☐	
	（苦情処理） ① 事業者は、利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を行っていますか。 ＊相談窓口、苦情処理の体制及び手順等措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示等行っている。	平11厚令37第192条（第36条第1項準用）・平18厚令35第245条（第34条第1項準用）・平11老企25第三の－3(23)①	☐	☐	
	② 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	平11厚令37第192条（第36条第2項準用）・平18厚令35第245条（第34条第2項準用）・平11老企25第三の－3(23)②	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 市町村、国民健康保険団体連合会の照会や調査に協力し、指導や助言に従って必要な改善を行い、求めに応じ報告を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 一 3(23)③	☐	☐	
	(事故発生時の対応) ① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行っていますか。 ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 1 項・ 第 2 項準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 1 項・ 第 2 項準用)・ 平 11 老企 25 第三の 一 3(24)	☐	☐	
	③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 3 項準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 3 項準用)・ 平 11 老企 25 第三の 一の 3(24)	☐	☐	
	(会計の区分) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者介護・指定介護予防特定施設入居者介護の事業とその他の事業の会計を区分していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 38 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 36 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 一 3(25)・ 平 13 老振発 18	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（非常災害対策） ① 防火責任者等が非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関（地域の消防機関）への通報及び連携体制（消防団や地域住民との連携を図り消火・避難等に協力してもらえるような体制）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ② 10人以上の社会福祉施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っている。基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。	平11厚令37第192条(第103条準用)・ 平18厚令35第245条(第104条準用)・ 平11老企25第三の六の3(6)・ 消防法(昭和23年法律第186条)・ 「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第179号)・ 「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第66号)	☐	☐	
	（衛生管理等） ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	平11厚令37第192条(第104条準用)・ 平18厚令35第245条(第105条準用)・ 平11老企25第三の六の3(7)	☐	☐	
	② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。	平11厚令37第192条(第104条準用)・ 平18厚令35第245条(第105条準用)・ 平11老企25第三の六3(7)①	☐	☐	
	③ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等の感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。	平11厚令37第192条(第104条準用)・ 平18厚令35第245条(第105条準用)・ 平11老企25第三の六3(7)②	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（高齢者虐待の防止）	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第5条	☐	☐	
	① 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第5条	☐	☐	
	② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	☐	☐	
	③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	☐	☐	
	④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	☐	☐	
	⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	☐	☐	
	⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	☐	☐	
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第20条	☐	☐	
	（記録の整備）	平11厚令37第191条の三第1項・平18厚令35第244条第1項	☐	☐	
	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。				
	② サービス計画を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第191条の3第2項1号・平18厚令35第244条第2項	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 2 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	④ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 3 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	⑤ 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録を保存していますか。	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 4 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	⑥ 基準第 26 条の規定を準用する市町村への通知に係る記録を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 5 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	⑦ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 6 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 7 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	
	⑨ 介護付き有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護施設の指定基準を満たし認可されたもの）にあつては、法定代理受領サービスとして提供する場合の同意書を保存していますか。（その完結日から２年間）	平 11 厚令 37 第 191 条の 3 第 2 項 8 号・ 平 18 厚令 35 第 244 条第 2 項	☐	☐	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
変更の届出等	（変更の届出等） 事業者は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届けていますか。 1) 事業所の名称及び所在地 2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 4) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 6) 運営規程 7) 協力医療機関名（歯科含む）及び診療科名並びに契約内容 8) 居宅介護サービス費の請求に関する事項 9) 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号 10) 役員の氏名、生年月日及び住所 11) その他指定に関し必要と認める事項	法第 75 条・ 施行規則第 131 条・ 施行規則第 123 条	☐	☐	